

議案第 4 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記議案を提出します。

平成 2 8 年 3 月 2 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号)の施行に伴い関係条例を改正する  
必要が生じたため条文の整備を行うとともに、所要の改正を行うもの。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(長与町行政手続条例の一部改正)

第1条 長与町行政手続条例(平成8年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号を次のように改める。

(4) 前3号に規定するものであった者

(長与町情報公開条例の一部改正)

第2条 長与町情報公開条例(平成13年条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 救済の手続(第16条—第19条)」を「第3章 救済の手続(第15条の2—第19条)」に改める。

第3章中第16条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第15条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第16条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項を次のように改める。

実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、別に定める長与町行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第16条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

第16条第2項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」に改め、「又は決定」を削る。

(長与町個人情報保護条例の一部改正)

第3条 長与町個人情報保護条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 救済の手續(第32条)」を「第3章 救済の手續(第31条の2—第32条)」に改める。

第7条第2項第6号中「長与町情報公開・個人情報保護審査会」を「長与町行政不服審査会」に改める。

第8条第3項中「第1項ただし書の規定により個人情報を目的外利用等した」を「目的外利用等をした(番号法第19条各号のいずれかに該当する提供をした場合及び次条第2項ただし書の規定による利用をした場合を含む。以下この項において同じ。)」に改める。

第14条第1項中「及び第27条第1項」を「、第27条第1項及び第32条」に改める。

第3章中第32条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手續に関する規定の適用除外)

第31条の2 開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第32条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項を次のように改める。

実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求等に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問し、当該裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己に関する個人情報の全部を開示することとする場合(当該自己に関する個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己に関する個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己に関する個人情報の削除をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己に関する個人情報の目的外利用等の中止をすることとする場合
- (6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定個人情報の利用の中止等をする事とする場合

第32条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第32条第2項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「自己に関する個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（長与町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第4条 長与町固定資産評価審査委員会条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1人」を削る。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

（長与町税条例の一部改正）

第5条 長与町税条例（昭和30年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（長与町手数料徴収条例の一部改正）

第6条 長与町手数料徴収条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

49	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料	用紙1枚につき	10	カラーの場合は、用紙1枚につき20円。ただし、両面の場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。
50	行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定に基づく主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料	用紙1枚につき	10	カラーの場合は、用紙1枚につき20円。ただし、両面の場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(長与町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第7条 長与町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和47年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議を申し立てること」を「審査請求をすること」に改め、同条第2項中「異議の申立」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。